

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 3 月 31 日

火 曜 日

号 外(3)

## 目 次

条 例	
○富山県税条例の一部を改正する条例	1

## 条 例

富山県税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県条例第43号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第46条に次の 1 項を加える。

- 3 法第52条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 1 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第58条第 1 項各号列記以外の部分中「除く」の次に「。第 3 項において同じ」を加え、同項第 1 号ア中「 100分の0.48」を「 100分の0.72」に改め、同号イ中「 100分の 0.2」を「 100分の 0.3」に改め、同号ウの表中「 100分の 3.8」を「 100分の 3.1」に、「 100分の 5.5」を「 100分の 4.6」に、「 100分の 7.2」を「 100分の 6」に改め、同条第 3 項第 1 号ア中「 100分の0.48」を「 100分の 0.72」に改め、同号イ中「 100分の 0.2」を「 100分の 0.3」に改め、同号ウ中「 100分の 7.2」を「 100分の 6」に改める。

第75条第3項第2号ア及び第85条第3項第2号ア中「第2号」を「第1号」に改める。

附則第3条の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条第4項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第5条を次のように改める。

(個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

**第5条** 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第37条の2第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、法附則第7条の2第1項及び第2項並びに法附則第7条の3第1項に規定するところにより控除すべき額を当該納税義務者の第37条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第5条の5中「平成26年10月1日」を「平成27年4月1日」に、「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の2.2」を「100分の1.6」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の3.2」を「100分の2.3」に、「100分の7.2」を「100分の6」に、「100分の4.3」を「100分の3.1」に改める。

附則第5条の7第1項及び第5条の8中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第6条の3第2項各号列記以外の部分中「第7条の規定による登録」を「第7条第1項に規定する新規登録」に、「第59条の規定による検査(」を「第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第2号中「、附則第6条の3の4第7項並びに附則第6条の7第2項及び第3項」を「及び附則第6条の3の4」に改め、同項第4号中「。次条」の次に「及び附則第6条の3の4」を加え、同号ア中「又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(ア)中「この号及び次条」を「この号、次条及び附則第6条の3の4」に改め、同号ア(ウ)中「この条、次条」を「この項、次条、附則第6条の3の4」に、「次項」を「以下この号及び附則第6条の3の4」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「以下この条及び次条」を「次条及び附則第6条の3の4」に、「平成27年度基準エネルギー

ギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ中「附則第4条の4第10項」を「附則第4条の4第11項」に改め、同号イ(ウ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

- イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の4第10項に規定するもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次条及び附則第6条の3の4において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3第2項第5号ア中「附則第4条の4第11項」を「附則第4条の4第12項」に改め、同号イ中「附則第4条の4第12項」を「附則第4条の4第13項」に改め、同号イ(ウ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウ中「附則第4条の4第13項」を「附則第4条の4第14項」に改め、同号ウ(ア)中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の4第15項」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同条第3項を削る。

附則第6条の3の2第2項中「附則第6条の3の4第4項から第7項まで」を「附則第6条の3の4第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号ア中「又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号中ウをエとし、同号イ中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同号イ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

- イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第2項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第2項第2号ア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号ア(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同号エ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同条第3項中「附則第6条の3の4第4項から第7項まで」を「附則第6条の3の4第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号ア中「又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号中ウをエとし、同号イ中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号イ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第10項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第3項第2号ア中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号ウ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号エ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同号エ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第6条の3の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第17項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第18項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

と。

ウ 車両総重量が 2.5トンを超え 3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第19項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2分の 1 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の 105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が 2.5トンを超え 3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第20項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の 9 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が 2.5トンを超え 3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第21項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の 105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が 3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第22項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の 9 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が 3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも

該当するもので省令附則第4条の5第23項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2に次の1項を加える。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第24項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第6条の3の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の4第1項各号列記以外の部分中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第4号中「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令附則第4条の6第1項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として省令附則第4条の6第2項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの

(次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の6第3項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の6第4項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の4第2項各号列記以外の部分中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「30万円」を「35万円」に改め、同項第1号中「(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の6第5項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の6第6項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の4第3項各号列記以外の部分中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「15万円」を「25万円」に改め、同項第1号中「(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の6第7項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の6第8項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の4第8項中「附則第4条の6第12項」を「附則第4条の6の2第15項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項を削り、同条第6項各号列記

以外の部分中「附則第4条の6第5項」を「附則第4条の6の2第5項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6の2第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の3項を加える。

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（省令附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車（省令附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。）又はバス（省令附則第4条の6の2第9項に規定するものに限る。）（第11項において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項及び第11項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この項及び第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（省令附則第4条の6の2第12項に規定する<sup>けん</sup>引自動車及び被<sup>けん</sup>引自動車を除く。以下この項及び第11項において同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る

保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（省令附則第4条の6の2第13項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（省令附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第

41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第6条の3の4第5項各号列記以外の部分中「附則第4条の6第3項」を「附則第4条の6の2第3項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「附則第6条の3の4第5項」を「附則第6条の3の4第7項」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第4項」を「附則第4条の6の2第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「附則第4条の6第1項」を「附則第4条の6の2第1項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号中「第6項」を「第8項」に改め、同項第2号中「第6項」を「第8項」に、「附則第4条の6第2項」を「附則第4条の6の2第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初

めて新規登録等を受けるもの以外の第 4 種環境対応車の取得に係る第 120 条第 1 項の規定の適用については、当該取得が平成 29 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から 15 万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第 6 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が 2.5 トン以下のトラックであつて、平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 6 第 9 項に規定するもの  
ア 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 138 を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第 6 条の 3 の 2 第 4 項第 2 号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第 5 種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第 5 種環境対応車の取得に係る第 120 条第 1 項の規定の適用については、当該取得が平成 29 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から 5 万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第 6 条の 3 の 2 第 5 項に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が 2.5 トン以下のトラックであつて、平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 6 第 10 項に規定するもの  
ア 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 132 を乗じて得た数値以上であること。

附則第 6 条の 5 第 1 項の表以外の部分中「平成27年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改め、同項の表の 2 の項を次のように改める。

2 自衛隊	通信の用に供する機械、自動車（令附則第10条の 2 の 2 第 1 項に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして令附則第10条の 2 の 2 第 2 項に規定するものの電源又は動力源の用途
-------	--

附則第 6 条の 5 第 1 項の表の 3 の項中「附則第10条の 2 の 2 第 2 項」を「附則第10条の 2 の 2 第 3 項」に、「附則第10条の 2 の 2 第 3 項」を「附則第10条の 2 の 2 第 4 項」に改め、同表の 4 の項中「附則第10条の 2 の 2 第 4 項」を「附則第10条の 2 の 2 第 5 項」に、「附則第10条の 2 の 2 第 5 項」を「附則第10条の 2 の 2 第 6 項」に改め、同表の 5 の項中「陶磁器製造業、」を削り、「附則第10条の 2 の 2 第 6 項」を「附則第10条の 2 の 2 第 7 項」に、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの」を「当該」に改め、同条第 2 項中「平成27年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改める。

附則第 9 条を次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

**第 9 条** 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第 134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第 9 条第 6 項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間に行われた場合においては、第 198条第 1 項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の 5 第 2 項第 1 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第 2 項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項（鳥獣被害防止特措法第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第 1 項において同じ。）の規定による

許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第198条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

附則第9条の2を附則第9条の3とし、附則第9条の次に次の1条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

**第9条の2** 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第198条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9

項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する者(鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。)の従事者(鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。)として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

附則第14条に次の1項を加える。

- 4 法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

附則第16条第2項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 第1条** この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の改正規定(同条第2項に係る部分に限る。)及び附則第7条第2項の規定は、平成27年5月29日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 第2条** この条例による改正後の富山県税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2及び第16条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第5条の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 3 新条例第46条第3項に規定する法人のこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税についての新条例第46条第1項及び第3項並びに附則第14条第3項の規定の適用については、新条例第46条第1項の表の(1)の項オ及び附則第14条第3項の表の(1)の項オ中「額(法」とあるのは「額(

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の法」と、新条例第46条第3項中「第52条第2項第1号から第3号まで」とあるのは「第52条第2項第3号」とする。

（事業税に関する経過措置）

**第3条** 新条例第58条第1項及び第3項並びに附則第5条の5の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、調整後付加価値額（改正法附則第8条第2項に規定する調整後付加価値額をいう。以下この条において同じ。）が30億円以下であるものについては、新条例第58条第1項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が改正法附則第8条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額（同項に規定する事業税額をいう。以下この条において同じ。）から控除するものとする。

3 新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が改正法附則第8条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

4 新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、新条例第58条第3項第1号に規

定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が改正法附則第 8 条第 4 項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の 2 分の 1 に相当する金額（当該金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100 円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

- 5 新法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が 30 億円を超え 40 億円未満であるものについては、基準法人事業税額が改正法附則第 8 条第 4 項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に 40 億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を 20 億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100 円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 第 4 条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 第 5 条** 新条例附則第 6 条の 3、第 6 条の 3 の 2 及び第 6 条の 3 の 4 の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 第 6 条** 新条例附則第 6 条の 5 第 1 項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

- 第 7 条** 新条例附則第 9 条第 1 項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税は、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 9 条第 2 項の規定は、附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行

- の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 3 新条例附則第9条の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 4 施行日から附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第9条及び第9条の2の規定の適用については、新条例附則第9条中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新条例附則第9条の2第1項中「鳥獣保護管理法第56条」とあるのは「鳥獣保護法第56条」と、「鳥獣保護管理法第9条第1項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第2条第9項」とあるのは「鳥獣保護法第2条第5項」と、同条第2項中「鳥獣保護管理法第9条第8項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「、鳥獣保護法第9条第8項に規定する従事者証」と、「同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項（鳥獣被害防止特措法」と、「者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。

（富山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第8条** 富山県税条例の一部を改正する条例（平成25年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち富山県税条例附則第9条の2の改正規定及び附則第1条第3号中「附則第9条の2」を「附則第9条の3」に改める。

（富山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第9条** 富山県税条例の一部を改正する条例（平成27年富山県条例第19号）の一部

を次のように改正する。

第198条第2項第1号及び附則第9条第1号の改正規定中「及び附則第9条第1号」を削る。

(過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第10条** 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

(税 務 課)